2021.10.28 関係者協議会

# 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会 検討体制と検討スケジュールについて (案)

# 1. 検討体制と検討内容

# (1)全体会

- ・各分科会の検討結果を踏まえた総合的な検討
- ・図書館等に対する本制度の普及啓発に関する検討
- ・図書館等利用者に対する本制度の周知に関する検討

# (2)分科会

- ①31条ガイドライン分科会
  - ・送信対象資料に関する事項の検討
  - ・ガイドライン案の検討

# ②補償金分科会

・補償金額案の料金体系・水準に関する意見交換

#### ③特定図書館等分科会

・特定図書館等、図書館等利用者の要件に関する検討

## ④事務処理等スキーム分科会

- ・図書館等における申請受付から送信・補償金支払等のスキームに関する検討
- ・補償金の徴収等のスキームに関する検討

# 2. 想定される検討スケジュール

2021年(令和3年)10月頃

- ・協議会全体会において検討の進め方・スケジュール、検討事項について議論。
  - ※ 協議会の運営は当面、権利者代表1名・図書館等代表1名が共同して行うこととするが、運営に係る事務は設立準備委員会が担うこととする。

## 2021年11月頃~

・協議会分科会において各検討事項を順次議論。

- →各分科会の大まかな進め方は以下のとおりとする(それぞれの分科会の回数は仮の もの。必要に応じてそれ以上の開催となる可能性がある)。
  - ①31条ガイドライン分科会:年内を目途に送信対象資料の大枠を議論(2回程度)。年度内にガイドラインの骨子案を作成、来年度、下記の議論を含め、ガイドラインの素案を作成し(各1回ずつ)、合意。
  - ②補償金分科会:上記の検討を踏まえ、年度内に補償金額の料金体系・水準について議論(2、3回程度)。
  - ③特定図書館等分科会:年度内を目途に特定図書館等、図書館等利用者の要件を 議論(2、3回程度)。
  - ④事務処理等スキーム分科会:上記の検討を踏まえ、来年度、事務処理(補償金の徴収等を含む)スキーム等について議論(2、3回程度)。
  - ⇒<検討スケジュール案> ※今後の議論状況によって変動する可能性がある。

2021年11月頃 31条ガイドライン分科会①

2021年12月頃 31条ガイドライン分科会②、特定図書館等分科会①

2022年1月頃 補償金分科会①、特定図書館等分科会②

2022年2月頃 31条ガイドライン分科会③、補償金分科会②

2022年3月頃 補償金分科会③

2022年4月頃 事務処理等スキーム分科会①

2022年5月頃 31条ガイドライン分科会(4)、事務処理等スキーム分科会(2)

2022年6月頃 各分科会にて取りまとめ

## 2022年7月頃まで

・協議会全体会においてガイドラインをセット。

#### 2022年8~12月頃

- ・指定管理団体において、図書館等設置者代表に意見聴取の上、補償金額案を申請 後、文化庁において、認可の可否を判断。
- ・併せて、指定管理団体において、補償金関連の事務処理スキーム・システムの構築 や、各種規程の整備など。

## 2023年(令和5年)1月頃~

- ・特定図書館等において、指定管理団体に対しサービスの実施を届出。
- ・併せて、特定図書館等において、各種規約の整備や、必要な事務処理システムの整備など。

# 2023年4月頃~

・サービス開始予定